

ボランティア活動保険に加入しましょう

令和8年度の受付が3月5日(木)から始まります！

※グループでの加入は3月10日(火)から受け付けます。

～安心・安全にボランティア活動をするために～

「ボランティア活動保険」は、ボランティア活動中にボランティア自身がケガをした場合、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしてしまった場合に補償する保険です。

ボランティアセンターでは、安心してボランティア活動をするために年間を通して加入手続き、相談に応じています。

〔掛 金〕 基本プラン:250 円・300 円・500 円 天災プラン:400 円・500 円・800 円

〔対 象 者〕 ボランティア活動をしている個人・団体

〔保険期間〕 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

中途加入の場合は、加入日の翌日から令和9年3月31日まで。

(令和8年3月31日午後5時までに加入手続きを行うことで、4月1日より補償開始となります。)

〔手続方法〕 掛金を持参し、ボランティアセンター(総合福祉会館内)へお越しください。

※ 被災地で活動を行う場合は、現地へ行く前にご相談ください。

※ 地域福祉活動の一環としてのボランティア活動に関する各種行事における主催者および参加者のケガや主催者の賠償責任を補償する“ボランティア行事用保険”もあります。

問合せ先 豊明市社会福祉協議会 ボランティアセンター

TEL : 93-5657

Mail : vol_room@toyoake-syakyo.jp

